

杉並区町会・自治会 HANDBOOK

町会・自治会とは



時代が変化する中で求められる町会・自治会とは
町会・自治会組織

町会・自治会運営



会計について
会則(規約・規定)について
個人情報保護法における町会・自治会の対応
会費の収納方法について

行政との関わり



行政と町会・自治会の関係について
地域で活動する人・団体
助成等
相談窓口

活動事例



加入促進
おまつり
防犯
防災
コミュニティ
親睦
認知症予防
環境整備
地域
広報

今日から明日へ、未来へ繋げる“まちづくり”を考えよう



町会・自治会は
一部の人が動かすのではなく
多くの人の参加の呼びかけを



納付された会費は
明朗会計情報公開が原則



町会・自治会は行政とパートナー



町会・自治会は多世代に渡る活動をしています

このハンドブックは
基礎編であり参考書です。
町会・自治会は
地域の個性を生かして
活動をしています
社会の変革に合わせて
町会・自治会も
見直す時期に來ています。
ハンドブックをヒントに
次世代にバトンタッチできる
町会・自治会を！

はじめに

今回、杉並区町会連合会では杉並区と一緒に
『杉並区町会・自治会ハンドブック』を制作することになりました。近年、町会に対して賛成論や不要論などマスメディアなどでいろいろと議論の対象になっています。しかし東日本大震災を契機に災害時における地域連帯の必要性を語る声も多くあります。超高齢社会を迎えた今、近隣住民、特に三軒両隣の交流は欠かせません。

福祉を抜きに地域のあり方を考えなくてはならない時代です。そのためには町会・自治会の力を遺憾なく発揮する必要があります。行政と手を取り合うためにも町会・自治会の組織を見直し、地域の皆さんで話し合うためのハンドブックです。町会・自治会不要論を一掃するためにもご覧ください。



ポイントは私がガイドします！



目次 INDEX



4 町会・自治会とは

- 5 時代が変化する中で求められる町会・自治会とは
- 6 町会・自治会組織



7 町会・自治会運営

- 8 会計について
- 11 会則(規約・規定)について
- 16 個人情報保護法における町会・自治会の対応
- 17 会費の集金方法について



23 行政との関わり

- 24 行政と町会・自治会の関係について
- 25 地域で活動する人・団体
- 30 助成等
- 32 相談窓口



35 活動事例

- | | |
|--------|-------|
| 加入促進 | 親睦 |
| おまつり | 認知症予防 |
| 防犯 | 環境整備 |
| 防災 | 地域 |
| コミュニティ | 広報 |

町会・自治会とは

それぞれの町会・自治会で
どうあるべきなのか、考えてみませんか



時代が変化する中で求められる 町会・自治会とは

杉並区には約160の町会・自治会があります。さまざまな活動をしているところもあれば、最低限の活動を何とか続けているところもあります。町会がない地域もありますが、無くて困ることはないようです。しかし「町会がなくて不安だ」と思う人はいるようです。「町会に入ったら何のメリットがあるのですか？」と聞かれることも少なくありません。

……町会は必要なのでしょうか。町会の活動は、言わば「縁の下力持ち」のようなものです。その活動は見えにくく、メディアに取り上げられるときは残念ながらマイナスな話題も多いようです。

時代の流れとともに世の中も人も変化を続けています。超高齢社会に突入し、平均寿命は90歳に近づいています。若い世代では未婚や晩婚が増え、共働きが当たり前になり、子どもの数はなかなか増えません。ライフスタイルも多様化しています。インターネットが普及し、顔を見なくとも問題なく生活ができ、隣人とのつながりも薄れてきました。一方で、高齢者の数は増え、単身世帯が12.9%を占めています(杉並区 平成31年4月1日現在)。町会・自治会の役割や、求められている事柄は変化してきています。町会・自治会の役員も高齢化が進み、世代交代が課題です。それぞれの町会・自治会でどうあるべきなのか、考える時期がきているのではないのでしょうか。

町会・自治会の活動

町会・自治会は、各地域の個性を発揮しながら、福祉や環境美化、防犯・防災からスポーツ・文化活動に至るまで、広範囲に生活のあらゆる分野にわたって活動しています。

環境・衛生

ごみステーションや街路灯の管理、町内の清掃、緑化活動、リサイクル運動などを計画的に行っています。



福祉

子育てをしている家庭を支援するための活動、お年寄りや障がいのある方を支え、情報交換など行っています。

防犯・防災

子どもの登下校の見守りや消火訓練、震災救助所の運営、防犯パトロール、交通安全運動、あいさつ運動を行っています。

健康

健康づくり教室、健康診断、ラジオ体操を行っています。



青少年

子ども会やスポーツ大会、文化サークル、料理教室などを行っています。



親睦

お祭りや、餅つき、盆踊り、新年会、バス研修会など行っています。

その他

町内会だより等の発行や区の事業のチラシなどの回覧、ポスター掲示、集会所の運営などを行っています。

町会・自治会組織

町会・自治会には全国自治会連合会という全国組織があり現在、北海道から沖縄まで32団体（主に都道府県単位）で構成されています。また東京都にも東京都町会連合会（31市区）があり杉並区町会連合会も都町連活動に参加しています。それぞれ国や地方行政に要望書などを提出しています。

町会連合会

町会・自治会の連合組織として、杉並区町会連合会（以下、「杉町連」といいます。）があります。杉町連の主な機能は、構成町会・自治会の連絡調整と、行政からの依頼事項の伝達、連絡事務などです。

地区町会連合会

杉町連と各町会・自治会との連絡調整並びに連携を図るため、17地区に地区町会連合会（以下、「地区町連」といいます。）が設置されています。17地区とは、井草地域内の「清沓中通」「下井草」、西荻地域内の「上荻窪」「上井草」、荻窪地域内の「天沼」「荻窪」、阿佐谷地域内の「馬橋」「阿佐谷」「成田」、高円寺地域内の「和田」「堀ノ内松ノ木」「高円寺中央」「高円寺北」、高井戸地域内の「宮前」「高井戸」、永福和泉地域内の「方南和泉」「下高永福」の各地区です。



町会・自治会運営

町会・自治会のルールは自分たちで決めよう



資料・原稿の出典

松崎敏光氏(方南二丁目町会前会長)

行政書士(東京都行政書士会杉並支部監事)

マンション管理士(東京都マンション管理士会杉並支部長)

参考

総務省：「コミュニティ団体の手引き」コミュニティ組織のガバナンスのあり方に関する研究会

町会・自治会運営

町会・自治会のルールは自分たちで決めよう

町会・自治会の活動に必要なお金は、会員から集めた会費や都・区から交付される助成金などが元手です。したがって、町会・自治会のお金は、町会・自治会の目的に沿って間違いのないように使う必要があります。そのためには、お金の管理のルールを決め、そのルールに従ってきちんと管理していくことが大切です。町会・自治会のような法人格のない任意団体は、その運営について法律などで決められたルールはありません。ここに記載されたものは一つの例であり、この通りしなければいけないというようなものではありません。町会・自治会の運営を進める上で大切なことは、会員同士でよく話し合い、自分たちで自分たちのルールを決めていくことです。

1 会計について

1 - 01 会計処理について

01-1 安全で間違いのないお金の管理のために

POINT



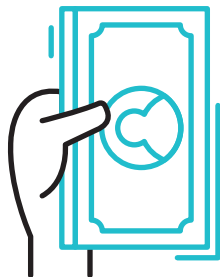
「お金」は、町会・自治会全体で管理するものです。
ルールを決めて、きちんと管理しましょう。



- 集金のルールを決めましょう。
集金の時期や集金をする人、問合せ先の人などをあらかじめ決めておきましょう。また、途中の転入や転出者の取扱も決めておきましょう。
- 会費として集めたお金は別の封筒に入れるなど、町会・自治会の財布は個人の財布と必ず区別します。
(立替えなどは極力やめましょう)
- 集めたお金は、速やかに金融機関の口座へ預金しましょう。
一部をそのまま手元に残したりせず、いったん全額を預金し、通帳に記録します。その上で必要な現金を引き出します。
(通帳の記載は、お金に関する重要な記録です。)
- 通帳と印鑑は別の人が管理しましょう。
使用するときには必ず複数の人が関わる仕組みにします。
(1人で管理しないようにします。記録を全く残していないとしたら、たとえきちんと管理していても、他の人にはそのことが分かりません。)

01-2 会費の集金方法(17ページ)

現金での集金
町会・自治会口座への振込
自動引き落とし



01-3 正確なお金の記録のために(会計書類)

- 日々のお金の出入りは必ず(その日のうちに)帳簿に記録します。
- 支払のときは、必ず領収書をもらって保管します。領収書が発行されないときは、金額、日付、用途などをメモに残します。
- 帳簿は月末(町会・自治会で決めた期間ごと)などの区切りで集計します。
帳簿上の現金残高と手元の現金が1円でも違えば、一致するまで原因を調べます。通帳や印鑑、キャッシュカード・現金などは紛失や盗難に遭わないよう厳重に管理します。

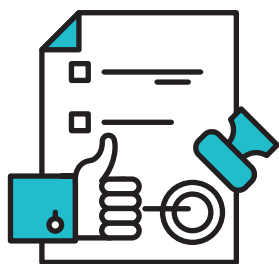
会計書類の種類

帳簿	現金出納帳：日々の現金の出入りを管理するためにも必ず必要なもの(家計簿)
	● 現金の収入と支出を全て記録して、「今お金がいくらあるのか。また、どうしてそうなったのか」をわかるようにしておくためのものです。 ● 正確に記録するために、支出を行った際には必ず領収書をもらい、領収書の日付や金額を間違いなく転記しましょう。 ● 科目については、統一的な決まりはありません。実情に応じて科目の種類と分類の仕方を決めましょう。 ● 分類の仕方は、 ①経費又は収入の性質ごとに分けるやり方 例：光熱費、通信費、旅費、消耗品費、会議費、備品購入費など ②事業や目的ごとに分けるやり方 例：総務部費、青少年部費、防犯交通部費、厚生文化部費、環境衛生部費、婦人部費など
決算報告書	活動や運営について話し合うために無くてはならないもの 1年間にいくらの収入がどこからあり、どのような活動にいくら支出したか、また、町会・自治会がどのような財産を持っているかを会員に報告するための書類であり、年度末の総会で会員の承認を得ます。
予算書	1年間の活動の予定をお金の面から表した書類 活動報告や決算報告書などを参考にしながら、過去1年間を振り返って、次年度につないでいくという意識が大切です。

1 - 02 会計監査について

一般的に監査には「会計監査」と「業務監査」がありますが、町会・自治会の場合は、「会計監査」のみを想定しているところが多いようです。

役員が監査を行っているところもあるようですが、役員（例えば〇〇部長以上）は監事を兼ねることは好ましくありません。事業を実行している人と監査を行う人が同じでは、自分でやったことを自分で監査をすることになるからです。また、監査には、会長や会計などが同席し、監査の質問などに答えられるようにします。できれば、監査も2名以上の監事により行われることが望ましいです。



- 監事は監査を行った後、気になる点があれば執行部に指摘するとともに、総会で会員に報告します。
- 監査は、会計事務が信用されるものであることを証明し、ひいては、執行部が町会・自治会の活動方針に沿って運営を行っていることを明らかにするものです。
- 監査が完了したら、監事の署名・押印のある決算書をコピーして総会で配布しましょう。

1 - 03 総会について

総会は、会の事業報告・決算報告、事業計画・予算計画や会則などの制定・改定などを決定する重要な会議です。会計に対する会員からの質疑に対しては、役員や会計、監事などが丁寧に内容説明をしましょう。

1 - 04 情報開示について

町会・自治会のお金は会員の皆様から集めたものです。会員は、その使途について知る権利があります。会員から、帳簿などの閲覧の請求があった場合に備え、開示のルールを決めておきましょう。ホームページに公開したり、閲覧をしているところもあります。

1 - 05 会計の引継ぎについて

帳簿や書類、通帳や印鑑などを後任者に引き継ぐ場合は、単に渡すだけではなく、ルールや管理方法などを十分説明しましょう。

2 会則（規約・規定）について

2 - 01 会則の意義について

会則には、設立の目的として「会員相互の親睦を図ると共に、住みよい地域づくりと、住民の福祉向上を図ることを目的とする。」などが謳われていると思いますが、同時に会の運営方法を規定する、いわば憲法のような存在です。

ほとんどの町会・自治会は会則を定めていると思いますが、定めていない場合は必ず策定するようにしましょう。町会・自治会の預金通帳を作る時に銀行から会則を求められることがあります。補助金、助成金を申請する場合や保険の手続きも同様です。

2 - 02 会則制定・改正の方法

制定・改正とも総会での議決・承認(例：過半数)が必要です。

POINT



【会則の見直し】

会計の処理については、会則の定めたルールに従って行われなければなりません。今一度、会則を見直し、会則で定められたとおりに処理しているか確認しましょう。

また、時代の変化に見合った内容になっているか、再度確認し、必要であれば会則を改正しましょう。



2

03

会則（規約・規定）に記載する項目について

参考事例

●会則の例

〇〇会 会 則

第1章 総 則

（名称及び事務局）

第1条 本会は、〇〇会（以下「本会」という。）と称し、事務局を〇〇に置く。

（会員）

第2条 本会の会員は、杉並区△△〇〇丁目から××丁目までの区域内に常住する住民をもって組織し、加入単位は〇〇とする。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の扶助並びに福利の増進を図るとともに、行政機関との協働により、自らの意思に基づいて安心して暮らせる地域社会をつくることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）会員相互の扶助・親睦に関すること
- （2）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （3）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （4）集会施設の維持管理

（〇）・・・・・・・・・・・・・・・・

（〇）・・・・・・・・・・・・・・・・

：

：

：

第2章 役 員

（役員の種類）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 〇名
- （〇）…… 〇名
- （〇）…… 〇名
- （〇）会計 〇名
- （〇）監事 〇名

2 前項の役員は総会において選出する。

POINT

会長宅や
会館など


POINT

部を置いている町
会は部長が副会長
を兼任していると
ころもあります


(役員の職務)

第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。

○ ○○は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。

：

：

○ 会計は、会の会計事務を処理する。

○ 監事は、次の職務を行う。

(1) 会の会計事務を監査すること。

(2) 会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。

また、これを報告するため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。



POINT

まずは会長と副会長に連絡を入れましょう

(役員の任期)

第7条 役員の任期は○年とする。(ただし、再任を妨げない。)

(2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。)



POINT

会長の任期を定めているところもあります

第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年○月に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、全会員の○分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに招集することができる。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の○日前までに通知しなければならない。

(総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員の選任及び解任に関する事項

(4) 会則等の改正に関する事項

(○)・・・・・・・・・・・・・・・・・・

：

：

(○)その他の重要事項



POINT

オブザーバーの出席を認めオープンにしているところもあります



POINT

委任状を出さずに総会に集まった方の賛否で決めたり役員会を総会として行う町会もあります

(総会の定足数)

第 11 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。(ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。)

(総会の議決)

第 12 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人〇名以上の署名押印をしなければならない

第 4 章 役員会

(役員会の構成)

第 14 条 会の中に役員会を置く。

2 役員会は、第 5 条で定める役員(ただし、監事を除く。)をもって構成する。



POINT

ここは色々とみんな
で相談するところ!

(役員会の招集)

第 15 条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

(役員会の審議事項)

第 16 条 役員会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (○)
- :
:
:
- (○) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 会 計

(経費)

第17条 会の経費は、会費、杉並区〇〇委託金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第18条 会員は、年額〇円（月額〇円）を会費として本会が指定する方法により納入するものとする。

2 入会の場合は、・・・・・・・・からの会費を徴収する。

3 退会の場合は、・・・・・・・・までの会費を徴収する。（過納金があるときは、本人の申し出により返金することとする。ただし、申し出期間は・・・・・・・・までとする。）

4 役員会の認定により、減額又は猶予することができる。

(事業年度及び会計年度)

第19条 会の事業年度及び会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(会計監査)

第20条 会計の監査は随時これを行うことができる。

(会計報告)

第21条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

この会則は、〇〇年〇月〇日から施行する。

POINT

回覧やホームページなどで情報公開しているところもあります

※会則の参考書を貸出しています。

お問合せ 地域課地域係または各地域活動係（32ページ参照）

3

個人情報保護法における町会・自治会の対応

町会・自治会は個人情報保護法に定める「個人情報取扱事業者」に該当します。
ルールを守って適切に管理しましょう。

3

-

01

町会・自治会名簿の作成

町会・自治会は、個人情報を取得する際に利用目的をできる限り特定し、本人に伝えれば、町会・自治会名簿を作成することができます。

利用目的の例 「緊急連絡網」を作成し、町会・自治会員に配布するため

3

-

02

町会・自治会名簿の配布

02-1 町会・自治会は、あらかじめ名簿として町会・自治会等に配布することについて**本人の同意を得ていれば**、町会・自治会名簿を配布することができます。

02-2 名簿は、**勝手に外部へ提供することはできません**。また、名簿を処分する場合は、そのまま捨てるのではなく、裁断して処分します。
名簿を会員へ配布する場合は、その旨併せて周知をすることが大切です。

02-3 ただし、役所や消防署に名簿を提供するときで、その提供行為が法律上認められている場合は「法令に基づく場合」(法第23条第1項第1号)に、災害が発生して本人の安否が確認できない場合は「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」(同項第2号)に該当し、何らの手続きも行わずに提供することができます。

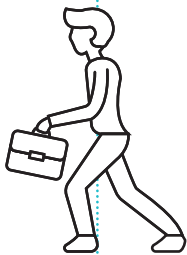


POINT

個人情報は慎重に取り扱わないと法律に触れることがあります。名簿を作るときは説明書を作り、同意書などは自筆で書いてもらおうと後のトラブルなどにも対処できます。

4

会費の集金方法について

	メリット	デメリット
現金での集金 	● 会員の異動が把握できる	● 班長の負担が多い ● 入金漏れが発生する可能性がある
会員からの口座振込	● 班長による集金はなくなる ● 入金の有無が明確となる	● 会員の同意が必要 ● 会員の異動が把握しづらい ● 場合によっては、振込手数料が町会・自治会の負担となる
会員の口座からの自動引き落とし 	● 班長による集金はなくなる ● 入金の有無が明確になる	● 会員の同意が必要 ● 「口座振替ご案内はがき」作成・発送が必要 ● 請求データの入力が必要 ● 会員が退会した場合に変更手続きが必要 ● 利用料金が発生する（金融機関によって異なる）
班長からの口座振込 （参考 20 ページ）	● 入金の有無が明確となる	● 班長の負担が増える ● 振込手数料の分だけ、結果として町会・自治会費収入が減額となる

4 - 01 会計担当者の業務(口座振込による町会費徴収業務)

参考事例

01-1 徴収の対象となる町会会員の確定

直近の会員名簿及び現在集金をしている係から聞き取りをする。

01-2 番地により編成された班を統括する地区長へ関係書類を渡す (関係書類)

①会費徴収原簿 **例 1** … この用紙は、徴収の基本元帳であり、
コピーして班長に渡す
(参考 19 ページ)

②集金のお願い **例 2** … 一般住民用
(参考 20 ページ)

③領収証 …………… 一般住民用

④町会費請求書 **例 3** … マンション、事業所用
(参考 21 ページ)



POINT

総会の資料も一緒に
送る町会もあります

01-3 流れ

一般住民の場合

会計→地区長→班長→会員→班長が町会の口座へ銀行振込

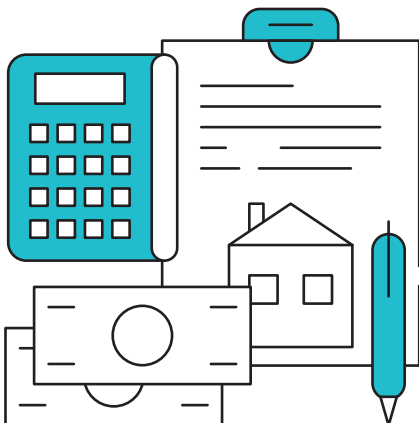
マンション・事業所の場合

会計から直接用紙をポストに投函又は郵送する。
振込の場合、領収書は不要ですが、希望がある場合には入金確認後領収書も渡す。

01-4 入金の確認

会計は月毎に通帳を記帳し、振込元と金額を調べる。
会費徴収原簿の元帳に上記の入金状況を記録しておく。
班長・地区長から戻った会費徴収原簿と手元の元帳を照合し、
地区毎にファイルして保管する。
年度末の前月に未収の班に対しては、現在未納である旨の通知
をし、集金を依頼する。

例 4 (参考 22 ページ)



4 会計担当者の業務(会費徴収原簿)

POINT

町会・自治会によっては年1回の集金のところもあるので〇〇年～〇〇年度に適用して使ってください

例 1

〇〇〇会
〇〇地区〇班〇組
〇〇年度 会費徴収原簿
組長氏名

NO	氏名	一期	二期	三期	四期	計	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

POINT

いつ集金に行けば良いか？
昼・夜などチェック

集金日や募金の金額、その他の情報のメモに使えます。
(例) 85才単身など

POINT

年払いの場合もあります

月 日 ヶ月分	月 日 ヶ月分	月 日 ヶ月分	月 日 ヶ月分	計

※名簿を作成していない町会では、これが名簿の代わりになります。

※19～22ページの様式はデータの提供ができます。

お問合せ

地域課地域係 (32ページ参照)

4 会計担当者の業務（集金のお願）

例 2

年 月

班長各位

〇〇〇会費集金のお願

〇〇〇会

日頃は、町会の運営に多大なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご多用のところ恐縮に存じますが、本年度もご協力をお願い申し上げます。

①原簿の世帯のお名前は、新規加入・転入・転出や名前変更などで異動がございましたら訂正記入をお願い致します。

②集金し、お振込みが済みましたら原簿をお近くの町会役員・地区長・会計へ返却をお願い致します。

振込みは、この番号〇—〇—〇を最初に入力してから

次に貴方（振込人）様の名前を入力してください。

番号の次にマンション名・法人名で入力してください。

お振込みは、下記へお願い致します。

振込手数料がかかる際には、集金した会費より差し引いてお振込みください。

振込銀行 〇〇銀行〇〇支店

口座番号 普通預金 〇〇〇〇〇〇〇

口座名 〇〇〇会

会長 〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 会計 〇〇〇 03-〇〇〇〇-〇〇〇

POINT

振込はカタカナ表記になるので地区・組など数字を入力すると確認しやすいです

POINT

問合せ先があると班長さんも安心

4 会計担当者の業務(町会費請求書)

マンション管理組合、法人会員で
口座振込をお願いしている例

例 3

年 月 日

〇〇〇会費請求書

殿

〇〇〇会

金 円也

但し 年 月から 年 月までの ヶ月分

上記の通りご請求申し上げます。

下記口座へお振込みいただければ幸いに存じます。

振込先口座

〇〇銀行 〇〇支店

普通預金 〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名 〇〇〇会

振込手数料がかかる際には、集金した会費より差し引いてお振込みください。

お問い合わせ先

会長 〇〇 〇〇 ☎ 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

会計 〇〇 〇〇 ☎ 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇



POINT

印鑑が必要なところ
もあります



POINT

アパートやマンションを、同じ町内で
所有する不動産会社や法人がありま
す。ここでも振込
の時は番地や班番
号を数字で入力し
てもらおうとわかりや
すいです

4 会計担当者の業務(班長への催促)

班長への督促時の使用例

例 4

年 月 日

地区 班 組
班 長 殿

〇 〇 〇 会

日頃は、〇〇〇会の運営にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
本年度も 1 ヶ月余で終了しますが、貴班の〇〇年度町会費が未納と存じますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご集金をお願い致します。

お振込みは、貴殿(振込人)のお名前、住所をお忘れなきよう、振込手数料を差し引き、下記口座へお願い致します。



POINT

4月の始めや総会後から集金を始める町会・自治会が多いですが、11ヶ月後の催促は次年度の予算にも影響するので6ヶ月とか期限を決めた方が運営しやすくなります

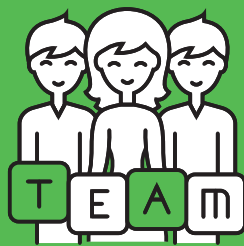
〇〇銀行 〇〇支店
普通預金 〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名 〇〇〇会

本書と入れ違いに、お振込みの節はご容赦ください。

以上

行政との関わり

区民が日常の生活をしていくうえで、とても大切なパートナー



行政と町会・自治会の関係について

町会・自治会と行政の関係は区民が日常の生活をしていくうえで、とても大切なパートナーの関係にあります。私道の街路灯の維持、防災市民助成金（地域により別組織の場合あり）、区政協力委託（ポスター掲出、チラシの回覧板周知、街頭消火器等公共備品損壊通報等）や清掃事業委託契約も行っています。また、町会・自治会を代表して常任理事（各地区町会連合会の代表）の方々は、杉並区で行われる審議会や協議会、連絡会などに出席して意見を述べています。各地域で作る震災救援所も防災課のサポートを受けて地元住民と杉並区との協働で運営をしています。

こうした関係の中から、杉並区町会連合会が、各町会・自治会から寄せられた要望をとりまとめて、年1回杉並区への要望書を直接区長へ手渡しています。地域からの問題提起と課題解決が日々の生活を改善して、安全・安心なまちを創ります。町会・自治会と杉並区の協働があればこそ、次世代へ素晴らしい地域を残していくことが可能だと考えています。

主な区との事務委託契約等

区政協力委託 （地域課）

掲示板へのポスター掲出、チラシ等の回覧、公園・街頭消火器等公共設備・備品等の損壊通報の委託契約を結んでいます。委託金は、各町会・自治会に年に一度振り込まれています。

清掃協力委託 （清掃事務所・方南支所）

区の清掃事業の円滑な実施を支援するため、研修会や懇談会、施設見学会について区と委託契約を結び実施しています。



POINT

温暖化対策として
プラスチックのゴミ
をなくして次世代に

防災市民組織 （防災会）（防災課）

地域ぐるみで防災活動を行うために、主に町会・自治会を母体に結成された自主的な組織です。区では、運営助成金や消火ポンプ、防火水槽等資機材の交付をしています。（27ページ参照）

資源集団回収 （ごみ減量対策課）

町会・自治会が家庭から出る資源を集め、直接回収業者と契約して引き渡すリサイクル活動です。回収量に応じた報奨金が区から支給されます。

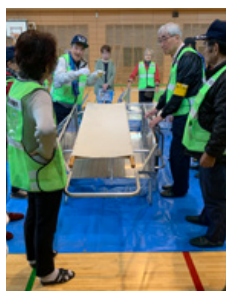


POINT

町会・自治会
の貴重な財産
になります

震災救援所運営連絡会 （防災課）

震災救援所は地震発生時の避難、救援・救護活動の拠点です。震度5強以上の地震が発生した際、主に小・中学校に開設され、家の倒壊や焼失などにより、自分の家にいられなくなった住民が避難等をする場所です。町会・自治会は震災救援所運営連絡会の中核として防災会、民生委員、学校、区職員等と協力し、平常時から運営体制の検討や訓練等を行っています。※水害時の救援所は別に開設します。



日本赤十字社活動助成 小地域コミュニティ活動助成費 （保健福祉部管理課）

日本赤十字社の会費を納入した町会・自治会に対し、その会費の9%が助成費として交付されます。

区が行う地域活動支援制度

町会・自治会役員対象の
講座、研修会の開催

町会加入案内リーフレット等
の加入促進グッズの提供

（地域課）

防犯パトロール隊組織に
対する備品購入助成
（危機管理対策課）

地域清掃活動における
火ばさみの貸出、ごみ袋の提供
（環境課）

「花咲かせ隊」等
花壇管理の花材提供

公園の植え込み管理等
「公園育て組」への資材提供

（みどり公園課）

地域で活動する人・団体

地域のために活動する団体等は町会・自治会以外も多数あります。様々な分野で多くの人・団体が活動しています。そういった人・団体と協力していくことによって、活動の幅が広がることでしょう。町会・自治会だけでは解決が難しかった課題も、ほかの人・団体と連携することで解決の糸口が見えてくるかもしれません。

地域で活動する人

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣により委嘱された非常勤・特別職の公務員です。

無報酬のボランティアとして地域の実情に詳しい方々が民生委員・児童委員として推薦されており、地域みなさんに寄り添いながら社会福祉活動を行っています。

POINT

町会・自治会の推薦が大切です



主な活動

住民への相談・援助活動

地域の相談役として、生活上で気がかりなことや、介護などの悩みを抱える方の相談を受けます。お伺いした相談内容の解決に向けて、関係機関との連絡を取るなど、地域の方と行政をつなぐパイプ役として活動しています。

安心おたっしや訪問

区内在住の75歳以上で、主に介護保険サービスを利用していない方のお宅を訪問し、お元気かどうか、お困りのことはないかを確認します。これにより、高齢者の孤立を防ぐとともに、地域の中で日常的に相談できる関係づくりと潜在的なニーズの掘り起こしにつながります。

POINT

町会・自治会の方も積極的参加

地域のたすけあいネットワーク（地域の手）

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」に登録された災害発生時に自力で避難することが困難な方を民生委員・児童委員が訪問します。また、「個別避難支援プラン」を作成し、災害時の円滑な避難支援につなげます。

民生委員・児童委員、地域のたすけあいネットワーク（地域の手）に関するお問合せ

区・保健福祉部管理課 03-3312-2111（代表）

安心おたっしや訪問に関するお問合せ

区・高齢者在宅支援課 03-3312-2111（代表）

地域で活動する人

青少年委員

区内17地区の青少年育成委員会からの推薦により、教育委員会が委嘱する非常勤の公務員です。担当の小・中学校区を持ち、青少年教育の振興のため、家庭・地域・学校をつなぐパイプ役となり、地域の教育力向上の要となっています。

青少年の団体活動や地域での体験活動を支援するため、実技指導や余暇活動の相談、地域団体や関係機関との連絡調整、青少年活動の促進に必要な環境整備などを行っています。

主な活動

地域教育連絡協議会の事務局として、懇談事業や子ども地域活動促進事業を行っているほか、学校支援本部や地域教育推進協議会（天沼中学校区・高円寺地区・杉並和泉学園校区）の運営の推進役として活動しています。

青少年委員協議会を組織し、区の様々な行事に協力するとともに、青少年委員相互の連絡や情報交換、研修実施など、自らの資質向上を図っています。

青少年育成委員会や児童館への関与をはじめ、個々の委員の経験やネットワークを活かして地域の様々なイベントに関わっています。

お問合せ

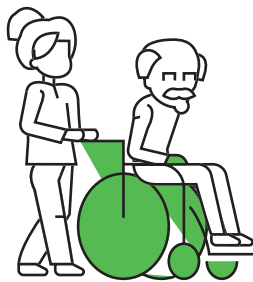
区・学校支援課 03-3312-2111（代表）

地域で活動する団体

地域包括支援センター（ケア24）

高齢者の方が、身の回りのことで不自由を感じた時や、家族の介護のことで困った時に相談できる身近な窓口です。

保健師や看護師、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどが中心となって、総合的な相談・支援（右記1～6）を行います。



主な内容	1	介護保険に関する相談・助言、要介護（要支援）認定申請の受付
	2	介護予防のケアプラン作成
	3	在宅介護に関する相談・助言
	4	「介護用品の支給」「ほっと一息、介護者ヘルプ」「緊急通報システム」等、区の高齢者在宅サービスの相談、申請の受付
	5	高齢者虐待の防止・権利擁護に関する相談
	6	福祉用具の展示・紹介や使用方法の相談・助言、高齢者を地域で支えるネットワークづくりの推進

お問合せ

区・高齢者在宅支援課：03-3312-2111（代表）
※各ケア24の連絡先は以下参照



POINT

ケア24担当区域一覧

とても助かる窓口なので気楽に相談

地域	施設名	担当区域	連絡先
井草地域	ケア24上井草	上井草1～4丁目、井草3～5丁目	03-3396-0024
	ケア24下井草	井草1,2丁目、下井草2～5丁目	03-5303-5341
西荻地域	ケア24善福寺	善福寺1～4丁目、西荻北3～5丁目	03-5311-1024
	ケア24上荻	今川3,4丁目、桃井3,4丁目、上荻2～4丁目、西荻北1,2丁目	03-5303-6851
	ケア24西荻	松庵2,3丁目、西荻南1～4丁目、宮前3丁目	03-3333-4668
荻窪地域	ケア24清水	清水1～3丁目、本天沼2,3丁目、桃井1,2丁目、今川1,2丁目	03-5303-5823
	ケア24荻窪	天沼1～3丁目、上荻1丁目、荻窪3～5丁目	03-3391-0888
	ケア24南荻窪	荻窪1,2丁目、南荻窪1～4丁目、宮前2丁目、高井戸東4丁目	03-5336-3724
阿佐谷地域	ケア24阿佐谷	阿佐谷北1～6丁目、阿佐谷南2丁目、下井草1丁目、本天沼1丁目	03-3339-1588
	ケア24成田	成田東2,5丁目、成田西1～4丁目、阿佐谷南3丁目、浜田山4丁目	03-5307-3822
	ケア24松ノ木	松ノ木1～3丁目、成田東1,3,4丁目、大宮2丁目、阿佐谷南1丁目	03-3318-8530
高円寺地域	ケア24高円寺	高円寺北1～4丁目、高円寺南3,4丁目	03-5305-6151
	ケア24梅里	梅里1,2丁目、堀ノ内2,3丁目、高円寺南2丁目	03-5929-1924
	ケア24和田	和田1～3丁目、高円寺南1,5丁目	03-5305-6024
高井戸地域	ケア24久我山	久我山1～5丁目、松庵1丁目、宮前5丁目	03-5346-3348
	ケア24高井戸	高井戸西1～3丁目、高井戸東2丁目、上高井戸1,2丁目、宮前1,4丁目	03-3334-2495
	ケア24浜田山	浜田山1～3丁目、下高井戸4,5丁目、高井戸東1,3丁目、上高井戸3丁目	03-5357-4944
方南・和泉地域	ケア24堀ノ内	堀ノ内1丁目、大宮1丁目、和泉3,4丁目、永福4丁目	03-5305-7328
	ケア24永福	永福1～3丁目、下高井戸1～3丁目	03-5355-5124
	ケア24方南	方南1,2丁目、和泉1,2丁目	03-5929-2751

地域で活動する人

スポーツ推進委員



スポーツ推進委員は、杉並区が委嘱する非常勤公務員です。地域の皆さんの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進し、スポーツによる地域づくりを目指して活動する、地域スポーツのコーディネーターです。地域の中の身近なスポーツの相談員として、スポーツとの出会いをお手伝いしていますのでお気軽にご相談ください。

主な活動	地域拠点活動	地域の公園や広場で、日頃スポーツをあまりしていない人に向けて、誰もが参加できるスポーツイベントを行い、スポーツをするきっかけ作りのお手伝いをしています。
	綱引き大会	区民体育祭スポーツ・レクリエーション大会の一環で実施しています。スポーツ推進委員と区民スタッフが企画し、杉並区綱引連盟と協力して実施しています。
	キンボール スポーツ交流大会	区民体育祭スポーツ・レクリエーション大会の一環で実施しています。スポーツ推進委員と区民スタッフが企画・実施しています。
	区民歩こう会	春は杉並から1時間で移動できる範囲で、秋はバスで郊外へ出かけて楽しく歩きます。スポーツ推進委員と区民スタッフが企画・実施しています。（公益財団法人杉並区スポーツ振興財団主催事業）
	すぎなみ名物ファミリー駅伝	スポーツ推進委員と区民スタッフが企画し、青少年委員、スポーツ推進委員OBなどの協力により実施しています。（公益財団法人杉並区スポーツ振興財団主催事業）
	杉並区スポーツ推進委員だより「スポーツファミリー」発行	スポーツ推進委員の活動を紹介する広報誌を制作・発行しています。

お問合せ 区・スポーツ振興課：03-3312-2111（代表）

地域で活動する団体

消防団・防災市民組織の活動



消防団

消防団は消防組織法に基づき市区町村に設置される消防機関です。消防署とは異なり、普段は生業を持ちながら火災等の災害が発生した場合には、消火や救助・救出活動を行います。また、地域住民への初期消火・応急救護の訓練指導や地域行事の警戒等も行っています。区内には杉並消防団、荻窪消防団があります。

消防団に関するお問合せ

杉並消防署：03-3393-0119
荻窪消防署：03-3395-0119

防災市民組織
(防災会)

防災市民組織（防災会）は地域ぐるみで防災活動を行うために、町会・自治会等を母体に結成された自主的な組織です。
区内には、164組織（平成31年4月現在）があり、普段から消火ポンプの操作や避難・応急救護等の各種防災訓練のほか、防災知識の普及啓発活動などを行っています。

POINT



町会・自治会の
防災の要です

防災市民組織（防災会）に関するお問合せ

区・防災課：03-3312-2111（代表）

地域で活動する団体

地区防犯協会



POINT

パトロールのボランティア保険は
ここに申請します

地区防犯協会は、地域住民の防犯意識を啓発し、地域ぐるみの防犯活動を促進することを目的に組織化された団体です。警察からの地域安全情報の提供や、区市町村をはじめとした関係行政機関あるいは職域団体との連携を進めてきています。警察署の管轄区域を単位として組織されており、活動区域が広域に及ぶため、よりきめ細かく地域に根ざした防犯活動を展開することを目的に、町会・自治会で個々に活動を行っています。

お問合せ（各警察署）

杉並警察署（杉並防犯協会）：03-3314-0110
高井戸警察署（高井戸防犯協会）：03-3332-0110
荻窪警察署（荻窪防犯協会）：03-3397-0110

地域で活動する団体

青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域の青少年の健全育成を図ることを目的とした、地域社会に根差した自主運営団体です。青少年の健全育成を図るためには、家庭・学校・行政はもとより、地域においても住民一人一人の自覚と行動が必要であり、住民の総力を結集した活動が不可欠なことから、青少年育成委員会が地域における青少年健全育成活動の中心的な存在として期待されています。区内には17地区の青少年育成委員会があり、その委員は、幅広い層の中から選ばれています。主なメンバーは、町会・自治会、地域の協力者、民生委員・児童委員、小・中学校長、PTAなどであり、その構成は地域毎の実情によります。



お問合せ 区・児童青少年課：03-3393-4760

地域で活動する団体

地域区民センター協議会

地域区民センター協議会は、地域の町会・自治会、商店会、小・中学校PTA、青少年育成委員会、民生委員・児童委員など諸団体からの推薦と公募によるボランティアの委員により構成され、杉並区の財政支援を得て、各地域区民センターを拠点に自主的に活動している団体です。活動は地域住民の交流と活動の拡大を目的に、各種の講座や講演会、センターまつりなどの集団事業や協働事業などを行い、豊かなまちづくりの実現に貢献しています。

お問合せ

井草 03-3301-7723
西荻 03-3301-0815
荻窪 03-3398-9127
阿佐谷 03-3314-7215
高円寺 03-3317-6614
高井戸 03-3331-7980
永福和泉 03-5300-9412



POINT

町会・自治会は共催で講座を開くこともあります

地域で活動する団体

社会福祉協議会



POINT

福祉の相談はココがいいです
災害ボランティアもココで相談できます

社会福祉協議会は、社会福祉の基本的な事項を定めている「社会福祉法」に基づき設置される社会福祉法人です。国と各都道府県、そして全国の区市町村に1つずつ設置されています。行政とは別の民間の立場から、社会福祉活動を推進していく「かなめの役」を果たすために、設けられている団体です。「あなたの力(チカラ)をつなげる共助のまちづくり」を目標に、地域住民の方々や関係機関と共に地域の共助力の向上を目指して、地域福祉の促進に取り組んでいます。また、災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げて運営する役割も担っています。

主な活動	地域福祉活動の支援	ご近所のつながりや絆を深める活動のサポート
	福祉教育の推進	模擬体験用具の貸し出し(高齢者模擬体験・車いすなど)
	募金活動	歳末たすけあい運動・赤い羽根共同募金への協力 (赤い羽根共同募金は募金実績のあった町会・自治会に対し、その年の募金額の10%以内が、活動費として支給されます。)
	ささえあいサービス	高齢者や障害のある方々に家事や介護などのお手伝い
	地域福祉 権利擁護事業	判断能力が十分でない方の日常的な金銭管理サービス、福祉サービス利用援助など
	ボランティア活動の推進	生活福祉資金・各種援護資金の貸付

お問合せ

杉並区社会福祉協議会：03-5347-1010

地域で活動する団体

シルバー人材センター



POINT

家庭のメンテナンス等とても助かります



シルバー人材センターとは、社会参加の意欲ある健康な高齢者が会員となり、地域社会と連携を保ちながら、その意欲、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人です。

家庭や事業所、公共団体などから受注した臨時的、短期的または軽易な仕事を会員に提供しています。

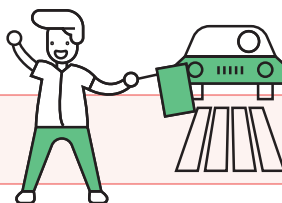
受注している主な仕事	家庭から	植木剪定、除草、家事援助、育児支援、ハウスクリーニング、襖・障子貼り、和洋裁 等
	事業所から	屋内外清掃・雑役、チラシ配付、筆耕、一般事務、販売、労働者派遣事業 等
	公共団体から	有料自転車駐車場管理、通学案内指導、学校施設管理、児童館管理 等

お問合せ

杉並区シルバー人材センター：03-3317-2217
杉並区シルバー人材センター荻窪分室：03-3220-9804
杉並区シルバー人材センター清水分室：03-3394-2253

地域で活動する団体

地域交通安全協会



POINT

町会・自治会も交通安全週間には参加しましょう

地域交通安全協会は、地域住民による交通安全のボランティア団体で、各警察署単位に設置されており、それぞれ独立した組織として地域に合った交通安全活動を展開しています。

お問合せ

杉並交通安全協会：03-3312-2345
高井戸交通安全協会：03-3335-0337
荻窪交通安全協会：03-3399-3300

助 成 等

区・地域課

まちの絆向上事業助成

POINT

新しい事業の立ち上げには
とても助かります

町会・自治会及び地区町会連合会が、まちの絆を強め、町会等への加入促進やコミュニティ活動の活性化を図るための事業の立ち上げを支援することを目的とした助成金です。町会・自治会への加入促進及びコミュニティの活性化を図るため、町会・自治会及び地区町会連合会が主体的に実施する事業を対象に、1事業に対して20万円まで(地区町会連合会は40万円まで)助成します。

- 毎年2月に翌年度の案内を配布します。

主な対象事業

盆踊り、夏まつり、スポーツイベント
もちつき大会
会員向け講演会・研修会
防災マップ作成、防災イベント

お問合せ

地域課地域係または各地域活動係 (32ページ参照)

区・地域課

町会・自治会専用掲示板設置等補助金

POINT

マグネットを使用して、ポスター類
が貼りやすい掲示板もあります

町会・自治会の掲示板(足付・壁掛)を新設・建替・移設・修繕する工事に必要な経費の一部を補助します。補助額は、かかった費用に補助率(4/5)を乗じた額です。(上限額があります)ただし、予算を超える申請があった場合は、予算の範囲内で調整することとなります。

- 毎年2月に翌年度の案内を配布します。

お問合せ

地域課地域係または各地域活動係 (32ページ参照)

対象となる工事の種類

新設	新たに掲示板を設置する工事
建替	既存の掲示板を撤去した上で、新たに掲示板を設置する工事
移設	既存の掲示板を撤去し、他の場所に再設置する工事
修繕	既存の掲示板について、支柱や板面の交換等、修繕を行う工事
撤去	老朽化した既存の掲示板を撤去する工事

区・地域課

町会・自治会館建設等に対する補助金



町会・自治会館の建設、改修等にかかる経費の一部を補助します。補助率は1/2以内で、2,400万円を上限としています。

お問合せ

地域課地域係または
各地域活動係 (32ページ参照)

その他 関連する助成 区・高齢者施策課

長寿応援ポイント

POINT

有効活用すると本当に高齢者の元
気につながります

高齢者が自らの力を発揮し、いきいきとした高齢期を過ごすことができるよう応援するとともに、その活動が自らの健康長寿を図り、さらにお互いの支えあいとなることを目的とした制度です。区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動、また区が実施する健康増進・介護予防活動などへ高齢者が参加した場合に、ポイントシールが配られます。ためたポイントの8割を区内共通商品券と交換し、自分のために活用できます。また、区内共通商品券と交換せずに寄附することもできます。【ささえあい活動助成(長寿応援ファンド)】残り2割を、地域貢献活動団体への、ささえあい活動助成(長寿応援ファンド)へ寄附できます。この寄附を、さらなる支えあいに活用するため、高齢者や次世代を支援する活動を募集し、助成金を交付しています。

お問合せ

区・高齢者施策課：03-3312-2111(代表)

東京都等



POINT

金額が大きいため地区連などで活用できます

東京都地域の底力発展事業助成

多くの地域住民の参加・利用により、地域の課題解決を図るための事業に対して助成するものです。助成額は、事業に使うもの(お祭りのテント、ちらし・ポスター等印刷経費、炊き出し訓練の食材費等)を対象に、20～200万円です。

- 毎年2月に翌年度の案内を配布します。

お問合せ

東京都生活文化局
都民生活部
地域活動推進課
03-5388-3166

東京都等



POINT

神輿の修繕にはかかせない助成です

自治総合センター一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動の推進を図るために必要な備品等を整備するものです。(100～200万円) ● 町会・自治会館の備品整備(机いす、プロジェクター等の購入) ● イベント用品の整備(ステージ、テント、音響機器等の購入) ● 宗教と関係のないお祭り備品の整備(太鼓、提灯、みこし等の購入・修繕)

- 毎年6月頃に翌年度の案内を配布します。

お問合せ

地域課地域係または各地域活動係(32ページ参照)

東京都等



自治総合センターコミュニティセンター助成事業

町会・自治会館の建設、大規模修繕及びその建設に必要な備品の整備に関わる経費を助成するものです。助成率は建設等に係る経費の3/5以内で、1,500万円を上限とします。

- 毎年6月頃に翌年度の案内を配布します。

お問合せ

地域課地域係または各地域活動係(32ページ参照)

東京都等



POINT

プロの意見が聞けるのでとても参考になります

東京都地域の課題解決プロボノ※プロジェクト

町会・自治会の課題やニーズに応じて編成されたプロボノチームの支援を受け、ホームページの制作やニーズ調査等、地域の課題解決につながる成果物の制作に取り組むものです。

- 毎年4～5月に案内を配布します。

※企業の社員等の業務経験やスキルを活かしたボランティア活動

お問合せ

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課: 03-5388-3166

個別支援コース

プロボノチームが主体となって成果物の制作に取り組みます。

伴走支援コース

先進事例をモデルに、町会・自治会が主体となって成果物の制作に取り組みます。プロボノチームは側面支援として助言等のお手伝いをします。

東京都等



東京都地域活動支援アドバイザー派遣

加入促進や担い手育成等、町会・自治会が抱えている課題に対し、アドバイスや意見交換をするものです。町会・自治会が希望するテーマに沿って、「地域活動支援アドバイザー」として専門家を派遣し、1回あたり2時間を目安に、「講義・座学型」又は「ワークショップ・グループ講義型」のいずれかの方法でアドバイスを実施します。

- 毎年4～5月に案内を配布します。

お問合せ

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課: 03-5388-3166



相談窓口



POINT

地域のゴミ問題や地域の困りごとなど相談できます

地域課地域係・各地域活動係

町会・自治会等への支援に関する業務を行っています。

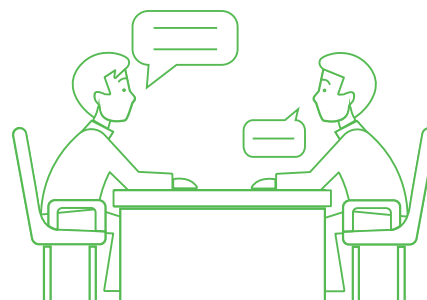
①地域係は杉並区町会連合会の事務局を担っています。

②各地域活動係は、区内17地区の地区町会連合会の事務局を担っています。

地域課地域係	03-3312-2111 (区代表)	阿佐谷地域活動係	03-3314-7435
井草地域活動係	03-3394-0462	高円寺地域活動係	03-3317-6561
西荻地域活動係	03-3301-0981	高井戸地域活動係	03-3333-5399
荻窪地域活動係	03-3398-8261	永福和泉地域活動係	03-5300-9311

その他の相談窓口

項目	内容		担当部署	連絡先
区政に関する相談	一般相談・専門相談（法律、税務等）・外国人相談		区政相談課	03-3312-2111（区代表）
防災・地域の安全・災害	震災救援所		防災課	03-3312-2111（区代表）
	防犯パトロール		危機管理対策課	03-3312-2111（区代表）
	街路灯の設置・管理		杉並土木事務所	03-3315-4178
ごみ、リサイクル	分別・収集	カラスネット、カラス対策用ごみ収集ボックス、ふれあい収集	杉並清掃事務所	03-3392-7281
			杉並清掃事務所方南支所	03-3323-4571
				ごみ減量対策課
	リサイクル		ごみ減量対策課	03-3312-2111（区代表）
食品ロス対策	フードドライブ			
環境衛生（ごみ以外）	地域清掃活動		環境課	03-3312-2111（区代表）
	公園の美化活動	花咲かせ隊等	みどり公園課	03-3312-2111（区代表）
	空家対策		住宅課	03-3312-2111（区代表）
	カラス、蜂等の駆除		環境課	03-3312-2111（区代表）
	放置自転車		土木管理課	03-3312-2111（区代表）
	動物衛生	マナープレートの配布	生活衛生課	03-3391-1991
環境美化	街路樹の剪定	区道、遊歩道、水路	杉並土木事務所	03-3315-4178
		都道	東京都第三建設事務所	03-3387-5384
		国道	国土交通省東京国道事務所代々木出張所	03-3374-9451
	落書き消し		危機管理対策課	03-3312-2111（区代表）



項目	内容	担当部署	連絡先
生活支援	生活保護、応急小口資金貸付	福祉事務所	34 ページ参照
	生活福祉資金貸付	社会福祉協議会	03-5347-1010 (社協代表)
	職業相談、紹介	杉並区就労支援センター	若者就労支援コーナー 03-3398-1136 ハローワークコーナー 03-3398-8619 ジョブトレーニングコーナー 03-6383-6500"
	経済的な理由で生活に困っている方の相談	くらしのサポートステーション	03-3391-1751
成年後見制度	相談・手続き支援	成年後見センター	03-5397-1551
消費生活	相談	消費者センター	03-3398-3121 (相談専用)
	消費者講座・講師派遣等		03-3398-3141 (事務室)
高齢者生活支援	日常生活支援サービス (介護保険以外のサービス)	ケア 24	26 ページ参照
		社会福祉協議会	03-5347-1010 (社協代表)
高齢者団体支援	いきいきクラブ 高齢者活動支援センター、ゆうゆう館の利用	高齢者施策課	03-3312-2111 (区代表)
介護保険	介護保険に関する相談、認定申請の受付	ケア 24	26 ページ参照
		介護保険課	03-3312-2111 (区代表)
障害者支援	障害者手帳等の交付、医療費の助成、手当	福祉事務所	34 ページ参照
	精神障害者保健福祉手帳の交付	保健センター	34 ページ参照
	医療費の助成、手当、生活支援サービス	障害者施策課	03-3312-2111 (区代表)
	障害者の生活全般に関する相談	障害者地域相談 支援センター	すまいる荻窪 03-3391-1976 すまいる高円寺 03-5306-6381 すまいる高井戸 03-3331-2510
ひとり親家庭支援	生活一般、就業、休養ホーム	杉並子ども家庭支援センター	03-5929-1902
	生活一般、資金の貸付、母子生活支援施設入所	福祉事務所	34 ページ参照
	手当、医療費の助成	子育て支援課	03-3312-2111 (区代表)

項目	内容		担当部署	連絡先
子育て・教育	育児相談、 子育て支援サービスの 情報提供	育児相談 健康相談	保健センター	下記参照
		育児相談 育児講座 の開催 子どもの発 達・生活習慣など子 育てに関する情報の 提供	子育てサポートセンター今川	03-3394-3935
			子育てサポートセンター中瀬 ※令和2年3月末で廃止	03-3399-6447
			子育てサポートセンター宮前	03-3333-4699
		乳幼児親子の居場所 の提供 利用支援(利用相談) と情報の提供	子ども・子育てプラザ天沼	03-5335-7319
			子ども・子育てプラザ和泉	03-3328-6550
			子ども・子育てプラザ成田西	03-3391-1857
			子ども・子育てプラザ下井草	03-3396-8888
		保育施設等の利用相談 や入所申し込み受付 様々な子育てサービス や施設の利用に関する 相談と情報提供 専門的な相談が必要 な場合は、同じ施設内 の保健センターへ案内	荻窪子どもセンター	03-5347-2081
			高井戸子どもセンター	03-5941-3839
			高円寺子どもセンター	03-3312-2811
			上井草子どもセンター	03-3399-1131
			和泉子どもセンター	03-3312-3671
	いじめ、不登校	すぎなみいじめ電話 レスキュー	済美教育センター	無料電話： 0120-949-466 有料電話： 080-8825-0119
DV(配偶者等からの暴力)	相談		男女共同・犯罪被害者支援係	03-3312-2111(区代表)
虐待	障害者虐待に関する相談・通報窓口		障害者施策課 地域ネットワーク推進係	03-5307-0783
	高齢者虐待に関する相談・通報窓口		高齢者在宅支援課 地域支援係	03-5307-0648(直通)
	要介護施設における高齢者虐待相談・通報窓口		介護保険課事業者係	03-3312-2111(区代表)
	子どもに関する虐待相談・通報窓口		杉並子ども家庭支援センター	03-5929-1902
			高円寺子ども家庭支援センター	03-3315-2800

福祉事務所

国や地方自治体が行う社会福祉サービスについての相談機関です。生活保護の認定・実施、身体・知的障害者福祉などについての相談・指導、生活一般に関する相談、関係機関への紹介などの業務を行っています。

荻窪事務所	03-3398-9104
高円寺事務所	03-5306-2611
高井戸事務所	03-3332-7221

保健センター

区民の健康相談、保健指導、予防接種や各種検診その他地域保健に関する業務を行っています。

和泉保健センター	03-3313-9331	高円寺保健センター	03-3311-0116
荻窪保健センター	03-3391-0015	高井戸保健センター	03-3334-4304
上井草保健センター	03-3394-1212		



イベントやるならここへ相談！

●消火訓練 ●管轄の消防署、警察署 ●公園でやるなら ●区・みどり公園課 ●おまつりなどで食べ物を扱うなら ●区・杉並保健所生活衛生課



POINT

公費のボランティア保険以外に町会・自治会で独自に傷害（損害）保険をかけて安心して活動できるようにしているところもあります

活動事例

町会・自治会活動の一例をご紹介します



いま、人とひとの繋がり希薄化が指摘されています。それはどの地域でも同じように少子高齢化が進み隣近所のつきあいもままならない状況です。それでも人は一人では生活をしていくことはできません。暮らしの助け合いは気づかないところで繋がる事もあります。会釈をするだけで大災害が起こったときお互いに助け合うきっかけになるかもしれません。普段の暮らしの助け合いや親睦を深めていく活動はいろいろな地域で行われています。

毎日のパトロールや見守りを含め様々な事業を杉並区の町会・自治会は展開しています。町会・自治会活動を通して人からひとへ、地域をまたぎ多くの人が出会いコミュニティを作り出しています。住民福祉の向上や地域の課題の解決にも役立っています。町会・自治会活動の一例をご紹介します。

活動事例



主催イベントに「テーマ」を持たせる

住民の顔合わせの機会のひとつとして主催しているイベントは「餅つき」や「夏まつり」などいろいろあります。これらのイベントに「防犯」や「防災」といったテーマを持たせるのはどうでしょうか。それぞれにテーマに沿ったミニイベントを実施することで、参加者に対し「美味しかった」「参加した」だけでなく「防犯知識を得られた」「災害時の動きがイメージできた」などプラスアルファの効果を少しでも与えることができるのではないのでしょうか。防犯の例を挙げるなら、講話はもちろん不審者に遭ってしまった時の護身術、不審者と見抜くためのキーワードは？といったことの他に、ゆるキャラとの撮影会なども喜ばれます。餅つきなら、食べるだけでなく「餅つき体験」もいいですね。防災なら消火器的あてゲーム、バケツリレー、ロープワーク、東京防災を活用したゲームなどいいですね。イベントが成功することで、町会の紹介にもなり、認識度もアップします。

加入促進

マンション・戸建て住宅 入会勧誘

アパートもマンションも同じ町会・自治会員だから一緒に地域を考えたい

私たちの町会の地域に今から15年前、約190世帯のマンションが建設されました。そこで役員会にて相談の上、マンションの方々にも町会に入っていたくための働きかけをすることになりました。

当該マンションの代表者が集まる会（管理組合理事会）に会長、総務部長、婦人部長で出かけて町会のご紹介をするとともに入会のお願いをし、当該マンションより町会役員を1名出していただくこととなりました。現在、その方には役員会や町会の行事にも参加していただいております。

町会の取り組みとしては70歳以上の世帯へのお祝いを敬老の日に行い、小学校入学児童には就学を祝って図書券を贈呈し、他に夏休みラジオ体操会、盆踊り練習会、バス旅行、防犯パトロール・年末夜警の実施などを行っています。

当該マンションから選出された役員の方はこのような町会の活動をご理解の上で参加されることが、また、町会費としてマンションの方々一戸あたり年額1,200円をご負担いただくことがマンションの管理組合で議論され、また、総会でその承認を受けたとのご報告をいただいております。

現在は上記の町会担当役員とは別に、従来からの町会役員に当該マンションから1名の方が加わり、町会役員会の充実が図られています。さらには、その方には防犯パトロール隊の班長を担っていただいているばかりか、その奥様も隊員として活躍されています。また、他の会員もバス旅行、町会行事にも参加して町会の活性化に協力していただいております。なお戸建ての住宅に入居された方には、ブロックの回覧・集金の方が入会の勧誘をしたり、会長がゴミ出しの相談を受けた折に入会のお願いをしたりしています。



町会の安心・安全を守るパトロール隊員



緑と落ち着きをみせるマンション

加入促進

主に土・日に活動

和田一丁目町会は令和元年5月現在の総世帯数5,258世帯(住民数は8,850人)です。その中で町会入会世帯数は3,100世帯(加入率59%)です。これは、毎年少しずつではありますが、加入率が増えています。

当会は、「新会員増強促進ローラー作戦」として、今年で5年目になりますが、役員全員が班毎に分かれて調査～加入促進を実施しているお陰と思います。毎年、新年度になりますと、地区を4班に分け、その班がグループに分かれ、担当役員間で日程調整を行い、土・日を中心に新規住宅を訪問しています。留守宅には、町会加入のご案内、加入申込書、年間事業計画等の資料をポストに投函させていただき、再度、訪問しています。キャンペーンによる入会、組長・班長のお声がけによる入会、ご本人の申し出による入会等により、新会員が増えています。又、高齢化により町会活動に参加できない人、住宅の建替え、引越し、他界に伴い退会される方もおります。当会はこれからも未会員世帯に加入啓発を実施いたします。

地域

地域の相談窓口



頻繁ではないものの町会に相談が寄せられることがあります。杉並区やケア24、社会福祉協議会、民生児童委員さんにつながるのも役割のひとつですが、つながられない相談もあります。例えばごみ集積所の問題。曜日を守らない。清掃されないなど。そんな時の解決方法の一例として……まずは集積所を利用していると思われるお宅に、町会の名前で手紙をポストイング。集積所の問題点をお知らせし、改善のための提案をいくつか挙げ、ご近所さんに考えてもらうよう促します。

提案としては、①収集所を廃止する。②利用する世帯は当番も担う。③2～3世帯で新たに集積所を設置する、などです。日にちを開けて再度手紙を出し、解決のための手順やこちらで手伝えることをお知らせします。

これによりご近所さん同士の話し合いを促し早期解決が図れます。ポイントは犯人捜しをしないことでしょうか。町会は中立の立場で動けるため、ご近所同士のトラブルに発展しにくくなると感じています。

おまつり

昔ながらの
伝統は
守りたいね

井草地域の餅つき

この地域の農家ではお正月やおめでたい時に餅をつく習わしがあります。四宮森児童館が昭和59年に設置された時に、それを祝っての餅つきが近隣農家、町会の方々の協力で児童館に隣接する「四宮森公園」で行われました。前日には農家から臼と杵と釜などを運び、もち米を研いでおきます。薪は大工さんから提供してもらいました。

当日は早くから皆が集まり始めは釜に水を入れ、かまどに火をつけます。そして、もち米を入れます。蒸し上がったら、臼へ運びます。始めは杵で「もち米をこね」ます。粘りが出てきたら、次は「かけづき」です。始めの人が餅をつきます。次は反時計回りに順番につき、杵に餅がつくようになるまでつきます。最後は、一番大きい杵で「あげづき」です。この時は、手返しという人があげづきの人の左につき、周りに動いた餅を手で中央に返します。そして、餅がもち肌になったら餅つきは終わりです。

あんこや黄な粉やノリで巻く磯部巻きにして来場者に配ります。餅つき作業をしていた人が休む時には大根を擦った辛み餅を振舞います。今でも、もち米を蒸かすのは四宮森公園です。燃料はプロパンに変わりましたが、おやじの会の応援で昔ながらの餅つきを行っています。また地域の民謡保存会の方々が餅つき歌を披露、場の雰囲気を盛り上げます。



4人のかけづきと見守る手返しの人



餅つき歌で盛り上げる民謡保存会の方々

加入促進

案内を捨てられない工夫

町会・自治会案内をポスティングする際、チラシ1枚を投函するだけでは、ただの広告と思われ捨てられる可能性があります。そのため、地域課で作成している「加入促進クリアファイル」を活用しています。杉並区のゆるキャラ「なみすけ」が印刷されたクリアファイルは、若い人にも人気で、このクリアファイルに町会案内、更にポケットティッシュなどの付加価値のあるグッズを入れれば、必ず手に取ってもらえます。注意点として、チラシなどを入れないこと。1回のポスティングで入会してもらえることは少ないですが、少なくとも町会・自治会活動をアピールすることができると思います。繰り返しアプローチすることが大事だと考えています。加入促進のグッズは、地域課にご相談を！（在庫には限りがあります）

新しく引っ越してきた方にもセットでポスティングしています



クリアファイルを使って活動をアピール

防犯

360日のパトロール

宮前三丁目会は学区内に二つの小学校と一つの中学校がある、商店会のない静かな住宅地です。平成15年、隊員4名から発足した「宮三パトロール隊」は、生徒・児童の見守りからスタートしました。現在は40名が登録し、元旦～1月5日を除いて朝・昼・晩と異なった時間帯に、毎回平均5名ほどが、町内のどこかでパトロールを行っています。

パトロールは年間で計画をたて警察署に届け出ており、隊員は毎日の生活の中でパトロールを続けています。この取り組みによって、犯罪の発生件数が激減しました。またパトロール中は清掃活動も行っており、目に見えてゴミの投棄が減り、町内の方々に大変喜ばれています。

始まりは4人体制で



随時、高井戸警察署や杉並区危機管理室と情報の共有を図っています

防災

震災救援所訓練は
年2回、夏と冬に実施

西宮中学校震災救援所運営連絡会では、災害はいつ発生するかわからないため、敢えて天候厳しい時期の夏(8月)と冬(2月)に実施しています。昼間だけでなく、夜間訓練も行います。訓練はまず全員“くじ”を引き、班を決め、指示書とマニュアルに沿って班ごとに進めていきます。震災時には誰が駆けつけられるかわかりません。くじによる班構成やわかりやすいマニュアル編集は実践に即した訓練を実施するために欠かせません。訓練を続けていることで参加者の行動が早くなりました。毎回2時間以内に終了できています。今後はペット対応、ゴミ処理問題、感染症対策を検討課題として取り組んでいきます。

マニュアルに無い訓練も大事！



段ボールベッドの組み立て



要配慮者の搬送訓練

～東京五輪音頭2020つながろう～

“夏祭り盆踊り大会”

おまつり

和田一丁目町会の盆踊り大会は今年で53回目を迎えました。当初、町の有志で始めた盆踊りも高齢化に伴い、商店会で引き継ぎ、その後、町会が引き継ぎ20数年になります。地域公立中学校の生徒による事前の準備や、あと片付けの協力をもらうと共に、学校の吹奏楽部、ダンス部また、フラダンスで若い命の躍動を演出。地元「睦太鼓」と吹奏楽のコラボも図っています。

小学生に盆踊りポスターを募集して、町の掲示板に貼ることで、親子のウォークラリーが実現し、盆踊りという江戸文化が理解されて参りました。

近隣の特養老人ホームの方々の車椅子での参加で、生き甲斐の場を提供しています。又、子どもタイムを設けることで、幼保園児、高齢者の参加も増えました。「東京五輪音頭2020」踊りの練習で、町会役員の団結と成果が発揮されています。盆踊りを町会活動に役立て、活性化を図る良きツールとして、生かしています。



地元中学生事前準備風景



子どもタイム風景

 東京都地域の底力発展事業助成対象(31ページ参照)



東京五輪音頭2020練習風景



フラダンス風景

おまつり

ハロウィン



保護者に
町会パンフ
レットを渡して
います



若い人に町会を理解してもらうために天沼尚和会は10月23日(日)に天沼小学校”ハッピーさたでいプロジェクト”が主催するHalloweenに6カ所(個人宅)参加しました。オレンジの風船を目印に仮装した子どもたちが200名以上集まりトリック オア トリートハッピー ハロウィンといいながらお菓子を貰いに来ました。2時間あまりのハロウィンですが”おとなも子どもたちも楽しい気持ちになりました。父兄の方には町会パンフレットを渡しました。

餅つき新年会

おまつり

スマイル!
町の絆



“みんな楽しく まちの絆を広めよう”をテーマに、和田一丁目町会の餅つき新年会は4年目を迎えました。

地域住民に64年の間、愛された町として保育園・学校・睦会等、団体の協力で、コミュニケーションを図り、町会員の加入促進に繋げ、若年層との交流の輪づくりを進めて参りました。高齢化に伴う会員の減少を補うため、若い世代が参加しやすい環境づくりを図りました。多くの住民や学校、幼稚園に呼びかけ、餅つき、チョコレートファウンテン、お雑煮を提供し、楽しめる地域活性化事業として取り組んでいます。餅つきは、商店街や睦会、また地元中学生にお願いし、チョコレートファウンテンは、保育園の先生・町会の役員を中心に、子ども達の実体験を通して、気軽に集え、楽しんでもらえるイベントにしています。餅つき新年会の最後に、会場では、「東京五輪音頭2020」を住民、役員全員で踊り、来たる2020年の成功を祈念しました。

 まちの絆向上事業助成対象(30ページ参照)

町会主催

防災訓練

「底力」や「まちの絆」助成を活用すると盛りだくさんの訓練ができるね

防災

環状7号線を挟み方南1丁目と和泉1丁目・4丁目にまたがる町会です。このため、方南西町会では、災害からわが身と地域社会を守るためには、行政機関に頼るだけでなく、「自分と家族は自ら守り」、「地域社会が協力して地域を守り」、その上で「行政機関により包括的に住民の生命・財産を守る」この3本柱の堅いスクラムが防災対応に不可欠と考え、平成20年から毎年、町会単独での「防災機器の習熟を目的とした防災訓練」を実施しています。

内容は、町内に8台配備したスタンドパイプによる消火訓練、9台の簡易無線機による避難誘導時での相互通信訓練、3カ所の防災倉庫に収蔵している各種の調理用具を用いた炊出し訓練などを実施しています。これらの防災機器・器具等の調達や啓発冊子の印刷配布は、長年にわたる「東京都地域の底力助成」や「杉並区まちの絆助成」等を活用しており、習熟訓練に際しては消防署や消防団の協力を得て進めています。

 東京都地域の底力発展事業助成対象(31ページ参照)


スタンドパイプの習熟訓練



簡易無線機(9台)の操作習熟訓練



町内巡回(危険箇所調査)



炊出し訓練食

毎月の協議会はすごいね。中学生のレスキュー隊も心強い



防災

震災救援所運営連絡会活動について

向陽中学校震災救援所運営連絡会は学区内の2町会と向陽スポーツクラブ、向陽中学校の4者で運営し発災時の対処、避難者受け入れ、訓練等について区職員を交えて毎月協議を行っております。

当救援所の特徴としては、運営連絡会委員が主体となって行いますが、中学校校長を先頭に中学1年生全員及び中学生レスキュー隊が数個班に編成されて参加することです。

訓練内容は、避難者受付、テント組立、災害伝言ダイヤル体験、釜戸組立及び炊き出し訓練防災倉庫物品見学、担架・車椅子・リヤカー組立及び搬送、簡易トイレの設置訓練あっせん物資展示説明、バルーン投光器、発電機使用、校舎内点検等。

その他、消防署員、消防団員指導で行う小型消火器、AED、人命救助、放水などの訓練と起震車体験など、中学生たちは積極的に委員の指導の下、一般の参加者とともに率先してテントの組立、避難者受付、釜戸設営、用品運搬などに従事して貴重な要員となっております。また、PTAの方々も委員の中に入り活動をしており各委員とも行動を共にする仲間と感じております。

防災

災害時の迅速な安否確認を 目指して、バンダナ活用

ご近所さん
同士が
確認する！

杉並区の助成金を活用し、バンダナを制作。町会員全世帯へ配付しました。災害時ご家族が無事だったら、玄関先に掲示していただきます。これを目印にすれば、一軒一軒確認して回らなくてもよくなり、安否確認のスピードアップが期待されます。デザインは簡単にしました。

オリジナルで作ったのは、町会をアピールする狙いがあります。バンダナを配付することで、災害時の行動意識を高める効果も期待されます。月1回の資源回収の際に、バンダナを掲示する「掲示訓練」も始めました。今後は町会未加入世帯へも配付し、町会への加入促進へつなげていきたいと考えています。

 まちの絆向上事業助成対象(30ページ参照)



バンダナを掲示して安否確認

防災



HUGカード

天沼中学校震災救援所ではオリジナルのHUGカードを作りました。本天沼西町会がメインになり製作しましたが原稿は天沼中卒業生の高校生と大学生が作り40セットが天沼中に保管されています。天沼中震災救援所訓練で生徒が使用しますが、天沼小の震災救援所でもHUG訓練に使用しました。その他、天沼中学校学区にある天沼小・沓掛小児童と天沼中生徒のAKA連携で3校防災学習にも使用しています。

防災

2ヶ月に1回の スタンドパイプ訓練

防災訓練は
消防署や
警察署へ
届け出をします

現在、天沼尚和会では9台のスタンドパイプを8カ所のお宅に設置させてもらっています。2ヶ月に1回、持ち回りで設置されている家の近所の方に声をかけ訓練します。主に日曜日です。勤めている方や若い方も参加できるようにするためです。日頃、町会活動に参加できない方も”自分の家の問題”として関心を持ってくれます。はじめは5～6人でしたが最近は15名～20名になり参加人数が増えています。(町会主催の年1回の防災訓練とは別です)



消防署と地元住民と一緒に

消火栓用
スタンドパイプ
STANDPIPE



HUGオリジナルカードで訓練

防犯

まいにち、誰かがパトロール

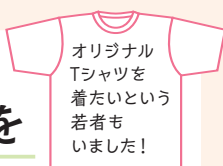
天沼尚和会の防犯パトロールの登録者数は現在53名です。7グループが毎月定期的に35回巡回パトロールを実施しています。その他、個人(ビブスカジャンパー着用)でも定期、不定期にパトロールをしています。グループでパトロール中、タバコが原因の小火を見つけ、再燃防止のために燃えかけた布団を2階から投げ下ろし、連携して消火にあたったこともあります。自主的な個人やグループは時間の拘束がないので毎日、どこかで、誰かがパトロールをしています。

 長寿応援ポイント事業対象(30ページ参照)



2人以上で長寿応援ポイントシールを受領

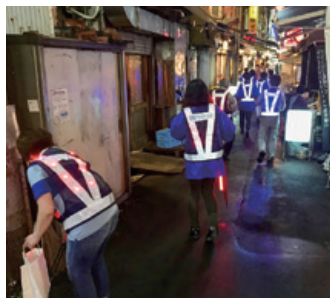
防犯

地域の防犯意識を
高めて犯罪抑制に
つなげる


落書き除去も実施しています
(相談は危機管理対策課へ)

犯罪をおこさせないためには「この地域は防犯意識が高い」と犯罪者に思わせることが必要です。一般の人が参加しやすい、参加したいと思う防犯活動を行うことが大事だと考え、西荻窪町会では三つのパトロール隊を編成しています。①買い物や散歩の時など毎日の生活の中で周囲に目を光らせる「お散歩隊」。②愛犬の散歩時にパトロールする「わんわん隊」。③定期的に集まり、拍子木を鳴らし、清掃しながら町内を回る「定期隊」。それぞれに町会オリジナルグッズ(お散歩バッグ、反射板、Tシャツ、ウインドブレーカーなど)を提供し、身につけてもらうことで「防犯意識の高い地域」を日々アピールしています。

また「きれいな町に犯罪はおきにくい」ことを意識し「町内の落書き除去」「公園の花壇整備」、小学校と協力し「子ども110番の家駆け込み訓練」なども実施しています。



町内清掃や違反広告物除去も同時に行うこともあります

コミュニティ

まちを花で彩り、
魅力ある
地域コミュニティの推進

水やりは花に
元気を、地域
の防犯力にも

下井草地区町会連合会では、毎年9つの町会・自治会が協力して、年に2回参加者を募り、道路に面した住宅敷地や、事業所、店舗などにプランターを置き、日々の給水などの育成管理を行っています。花苗、培養土、肥料の購入については、地区内の園芸農家にご協力をいただいています。この事業を通じて、地域住民の交流促進やコミュニティ活動の担い手を発掘するとともに、日常管理を通じて、町会・自治会内の気配り・目配りを推進し、「花で彩り、きれいなまちには、犯罪が起り難い」をモットーに安全・安心なまちづくりを目指しています。

また、植替え作業時には、本事業の趣旨及び来年に迫ったオリンピック・パラリンピックの応援メッセージを伝え、プランターには応援ステッカーを貼付して、「おもてなし」の心を醸成しています。

 東京都地域の底力発展事業助成対象(31ページ参照)



みんなでプランターへの花植え



プランターへのステッカー貼り

ラジオ体操

コミュニティ

朝のラジオ体操でコミュニティが生まれます。弁天池公園のラジオ体操は10年を超えて、毎朝6時30分からスタートです。三々五々に人が集まり冬は60名～80名、夏は100名を超えることもあります。6時40分ごろ盆踊りが始まり中国体操、いきいき体操、ストレッチ、みんなの体操、元気にラジオ体操の歌を歌います。そのあと第一体操、第二体操でおわります。そして、友達とお茶を飲みに行く人、帰り道お花の話をする人など、また三々五々に帰って行きます。小さなコミュニティが生まれています。

 長寿応援ポイント事業対象(30ページ参照)



ラジオ体操の前に行う盆踊り



朝から元気にラジオ体操

最近風邪をひかなくなったよ



体操が終わったらお茶しない？

ご近所さんと フレンチフルコース ♪

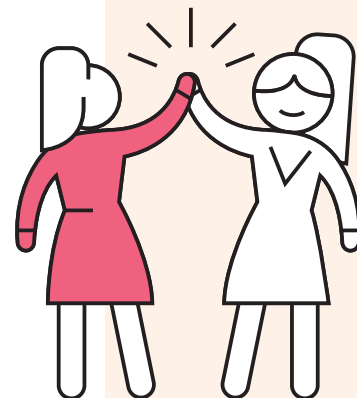
親睦

自己紹介コーナーも楽しい

バス旅行は年々参加者が減り、役員だけの親睦になってきていたため、もっと町内にお住まいの皆さんが楽しめるものをと企画されたのが「昼食会」です。年1回、町内の老舗フランス料理店でフルコース料理をいただきます。会費は一部を自己負担で、残りを町会費でまかないます。料理とお酒はもちろんビンゴ大会、町会の活動紹介、参加者の自己紹介コーナーもあり、人気のイベントです。町内の老若男女約50名が参加。小さなお子さん連れの参加もあり、若い世代への町会の広報機会にもなっています。顔を知っていた程度のご近所さん同士が昼食会を機に、一歩進んだご近所づきあいが始まった方もおられます。



老舗「こけし屋」さんにて



我が街ふるさと運動会

親睦

幼児から高齢者までの運動会。いつまでも杉並はふるさとだ！

本事業は、地元の杉並第八小学校の学校区に住むすべての人々(高齢者から幼児まで)を対象に行っています。町会が主催者となり、杉八小の先生・学校支援本部・PTA・親&児の会・有志の若者が運営に携わっています。11月杉八小の体育館を会場に、午前10時から正午までの2時間の開催。地域が作り育て集う学校、この「地域」には卒業生・在校児童と保護者家族がおり、多世代が交流する行事として企画されています。

町会別チームを作らず、無作為にきた順に紅組白組を編成します。勝ち負けには些かもこだわらず、ただ楽しく明るく種目をこなしていく中で、この地域をふるさとと思う人々の親睦の和が広がり深まるものとなっています。多世代が共に競技に参加して言葉を交わし体を動かす、そこに生まれる果実が「絆」です。大綱引き・パン食い競争等々のありふれた種目ながら、だからこそ大勢が参加できています。

震災救援所になっているこの学校に、震災救援所訓練の時以上に多世代が集うという結果になっており、こうした事業のプラス効果と考えられます。ちなみに杉八こどもまつり・花火大会・どんど焼き等にも同様のプラス効果があると考えられます。

 まちの絆向上事業助成対象(30ページ参照)

地域で参加！

認知症に強い脳をつくる

認知症予防



地域で認知症予防ができればいいねと、町会で始めたのが「認知症予防対策 神明健康クラブ」です。東京都健康長寿医療センター研究所(東京都老人総合研究所)監修のプログラムを行っています。町会役員は研修を受け、テストに合格し「認知症ファシリテーター」となっています。参加者は毎週1回3ヵ月間16回を1クールとして、ウォーキングやパソコン、旅行、料理などのプログラムいずれかと、体操を実施します。エピソード記憶や注意分割機能を鍛えるなど、認知症に強い脳をつくるための活動です。ここで新しく友人ができ、プログラム終了後はグループごとに活動を継続し、自主化しているところもあります。

地域

バザーはモノとお金の地域循環

「使わなくなったものが家の中にたくさんある。だけど使えるものをゴミとして捨てられない」そういった地域の品を提供してもらい町会が販売する「バザー」は、とても喜ばれます。町会はその収入で活動することで地域に還元することができますし、お互いにとっていいシステムです。地域の困りごとを町会が解決できる手段のひとつではないでしょうか。

半年に1回、または年に4回など定期的に行うことで町会の認知度も上がります。集めた品の保管場所の確保に地域の協力を得る。売れ残った衣類は古着の回収に回す。雑貨や食器などは、必要としている団体や個人に寄付するなどして最後まで活用していただいています。

モノとお金の地域循環



親睦

ますます近所づき
あいが深くなります

日帰りバス旅行

方南西町会は、その会則で「町会は、隣人愛と相互扶助の精神をもって会員相互の親睦と近隣協和の実を挙げるとともに、安心・安全な町内の構築と文化の向上を図ることを目的とする。」と唱っています。この「会員相互の親睦と近隣協和」の実を挙げる目的で、老若男女が一同に会する「日帰りバス旅行」を、平成20年から毎年、親子連れが多数参加できる夏季に開催しています。行程は、貸切観光バスで朝出発し、東京及び近郊の話題スポット(海ほたる、小江戸 川越、東京スカイツリー、プレジャーフォレスト、豚のテーマパーク、カップヌードルミュージアム、富岡製糸場、リニア見学センター、江戸東京博物館、など)を目的地として遊び、ホテル等での昼食会、道程の行楽地に立ち寄って夕方に戻ってきます。



平成28年度「みなとYOKOHAMA」



平成30年度「リニア見学センター」

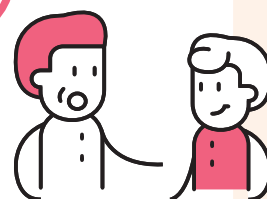


みんなで和気あいの昼食

地域

おはよう、こんにちは。 あいさつができる 安心・安全なまちづくり

おはよう
こんにちは
気をつけて帰ってね



小学生におはようございます、と言ったらあいさつが返ってこなかった。知らない人としゃべってはいけないと言われているらしい。でも、このバッジを付けていれば大丈夫と製作されたスマイルバッジです。小学生があいさつをするようになりました。先生、町会パトロール、シルバーの見守りの方、PTA の方も付けています。

 東京都地域の底力発展事業助成対象(31ページ参照)





ちょっとまって！
一つのキャップから
命を考えてみよう

キャップを集めてワクチンに

天沼弁天池公園の朝のラジオ体操ではペットボトルキャップを集めています。

月に1回、天沼中学校のボランティア部が回収します。最終的には世界の子供たちのワクチンになります。家庭で集めたもの、お店で貯めていてる方、お風呂屋さんからもらってくる方、バスに乗った時事情を話したら知らない人が集めてくれた方。集め方は千差万別ですがいろいろな人が人からひとへリレーのように集めて来られます。キャップをワクチンに！天中生のボランティアを応援しています。

その他、平成23年から毎月11日は募金箱を用意して東日本大震災で災害に遭われたへの義援金集めています。コインだけの寄付です。日赤や南相馬市に不定期ですが義援金を送っています。

地域



毎日のように集まるキャップ

環境整備

子どもの声が響く 憩いの公園



不人気公園がみんなの集う公園に

じょうろを置いたら
遊びに来た人たちが
水をあげてくれる
ようになりました



暗い汚い怖い。不人気だった公園を、地域住民とワークショップを重ね、杉並区へ働きかけ、人気の公園に改修させました。広さや予算など制約のある中でよい結果を得られた改修のポイントは、①地域の人が参加した、②ワークショップの様子などを随時地域にお知らせした、ことだと考えます。具体的な改修は、水はけのよい土に替えてもらい、中央にあった桜の木を他の公園に移植してもらったこと。見通しがよくなり、明るく、人の集まる公園になりました。

現在午前中は地域の保育園の園庭代わりとして、昼下がりはお勤め人の憩いの場に。午後は幼稚園児を連れた親子グループが遊び、夕方は小学生が走り回っています。1日中賑やかな声が響いていますが、地域から苦情が出たことはなく、地域の人が公園で遊ぶ子どもたちを見守ってくれています。

地域

天沼サロンを 応援しています。

久しぶりに
唄を歌ったネ

天沼地区の8町会で人的、金銭的なサポートをしています。各町会から自主的に役員になる方たちが集まり企画運営をしています。月2回をベースにウェルファーム杉並で開催している催し物を実行しています。ハーモニカ、ピアノ演奏、講話、クラシック演奏会、映画などとても豊富です。弁天池公園ラジオ体操、天沼サロンの「盆踊りを踊ろう」と三丁目あかるい町会主催の盆踊りが連携して事業展開をしています。



詩舞詩吟がテーマ



きずなサロン

地域

大きな声をだそう！
一人住まいの方は
ぜひ参加を

高齢化が進む社会に安心して集える居場所づくりに必要性を感じ、健康で長寿社会をめざす一環にと、浜田山ケア24 に協力して頂き、わがまちいちばんの会とも連携することが出来、下高井戸五丁目住宅自治会と合わせて協力体制が出来上がりました。

【サロン名】きずなサロン下高ファイブ 【開催日】毎月第二水曜日 13:30～16:00（出入り自由）8月休会 【会場】区営下高井戸五丁目住宅集会所 【協力金】100円

★1年をかけ体制づくり ★スタッフ10名 ★毎月1回打ち合わせ
議事録を作り欠席のスタッフには次回に渡す（共有したい為）
★杉並区長寿応援ポイント配布 開催当日は①体ほぐし体操 ②
ケア24浜田山より耳寄り情報 ③ボール体操 ④歓談 コーヒータ
イム ⑤口腔体操 ⑥みんなで唄おう。

最後に今月のお誕生日の方には名前を呼び歌う。全員が声を出せるので元気になります。たまに小学生参加。年に落語、マンドリン演奏、フラダンス、手品等イベント入れ。

★スタッフ一同の心がけは、参加者に ・無事故・おもてなし・楽しかった、と云って頂ける事。最後に全員でお見送りし、ミーティングして終了。毎月の参加者20名前後 ★フードドライブに参加

 長寿応援ポイント事業対象(30ページ参照)



サロンで楽しいひとときを

地域

きずなサロンとコミュニティスペース

「西荻南きずなサロン」は西荻南地域の4つの町会、荻窪・宮前地区民生児童委員有志、商店会、地域の有志など多くの団体・人が携わっているサロンです。2013年12月第3日曜日・商店会の朝市にあわせてスタートしました。月1回のサロンには地域の高齢者だけでなく、朝市を楽しむ若い方、お子さん連れの方々も来場し、賑やかです。

今ではケア24西荻、西荻診療所の看護師さんの協力も得られ「まちの保健室（血圧測定・健康相談）」の実施もあります。2018年10月にはサロンの有志で空き店舗を借り、西荻南地域のコミュニティスペースをオープンさせました。気軽におしゃべりができる、集まれる、そんな場所であり、ゆるやかに地域が連携し、語らい、学び、遊び、賑わい、情報、防犯、防災、福祉などの活動を目指しています。



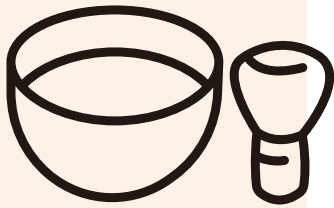
サロンはコミュニティスペースを会場に開催(まちなか・コミュニティ西荻みなみ 西荻南2-28-14)

きずなサロンを始めるなら社会福祉協議会へ相談を
(29ページ参照)

だれでも参加のきずなサロン！健康相談はありがたい！

中学校の 伝統文化事業をサポート

天沼地区町会連合会は地区連内学区の中学校の伝統文化事業をサポートしています。講師謝礼や教材購入費用の負担軽減のために一部を助成しています。小・中学校のお手伝いをする事で町会・自治会への未加入な若い保護者の理解向上に役立つものと考えています。



中学校の伝統文化事業をサポート

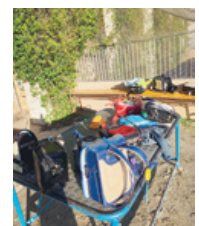
“朝あそび”の 校庭見守り

地域

卒業してもたのしい思い出がのこるといいね

天沼小の学区の6町会では校庭で“あそび”児童の見守りをします。放課後は団体利用のクラブ活動などがあり、なかなか“あそび”ことができません。自分が通う校庭で思う存分に走り回り、友だちとあそぶことが楽しい思い出になり、友情の芽生にもなります。授業とは違った開放感を味わって欲しいと雨の日以外は各町会が分担をして朝7時40分から8時20分まで、ケガや事故のないよう、見守っています。

 長寿応援ポイント事業対象(30ページ参照)



みんな元気に朝あそび

活動を広く、お知らせしましょう



役員になると実際の活動が見えてくるものですが、一般の方にはまったく見えないのが実情です。地域からお金をお預かりしている（杉並区から活動費等が助成されているだけの場合もある）のですから、どのように活動し、お金を使っているのかを、こちらから発信することはとても大事なことでないでしょうか。方法としては、①お便りを回覧で回す。②ホームページ(HP)を作成し、情報を常に見られるようにする。③Facebook やTwitter を活用し、随時発信する。などがあります。「どうせ読んでもらえない」と何もしないのではなく、「1 人でも2 人でも読んでもらう」ことを目的に更新し続けることで、必ず評価してくれる人が出てきます。

さまざまな年代の方へ情報を届けることも必要です。大事なことは、回覧(紙媒体)だけ、SNSやHPだけではなく、複数の媒体を使うことだと思います。また、餅つきや夏まつりといった町会主催のイベント会場は、町会の活動をアピールする絶好のチャンスです。防犯パトロールや訓練情報、イベントなどの写真を掲示するなどすると認知度アップにつながると思います。

広報

若い人向きに、そして記録のために 連合会でホームページ立ち上げ

回覧板は見る時間がない。町会が何をしているのか解らないという声を聞きます。そこで、天沼地区町連では、いつでも見られるホームページを作りました。それぞれの町会のページもあり写真や文章を持ちよります。防災マップや関連団体の情報もアップしています。

世代交代の時には過去の記録にもなります。町会によっては総会の資料を公開しています。

 東京都地域の底力発展事業助成対象(31 ページ参照)

会計資料も
アップされて
いるよ



いつでも
見られて
便利だね



2カ月に1回開催するホームページ担当者会議

回覧板・チラシ配布・掲示板

広報

回覧板「お知らせ」(B4版1枚)を毎月5日を目途に発行して、令和元年8月号で287号となっています。町会内6班の班長・副班長・班内ブロックの担当者によって回覧に供しています。町会事業・高円寺地域行事・地域の学校行事・交通防犯に関わる情報・防火防災に関わる情報等を、大きく「予定」と「報告」に分けて一括掲載しています。それらの掲載記事は、町内各家庭相互や事業者が地域社会に生活する上で必要かつ有意義な情報提供であったり、参加型による身近な近隣関係を構築する契機になったりしています。

町会未加入の人達にも伝えたいものとして町会掲示板に掲出もしています。町会のHPとしてネット上に載せてはどうかとの意見もありましたが、現在は検討保留となっています。情報チラシは、杉並区各部署・杉並警察署・杉並消防署と消防団・社会福祉協議会・セシオン杉並・杉並芸術会館・東京高円寺阿波踊り振興協会等々から多数寄せられており、原則として毎月5日と20日の2回、回覧板と同じ方式で回覧閲覧して貰っています。町会掲示板は7箇所あり、町会からの情報・公官署等からの情報等を、盤面のスペースや事業の実施日を配慮しつつ掲出しています。掲示板の設置箇所は建物所有者の了承を得た上で長年利用させて貰っています。掲示板の経年劣化への対応策に杉並区からの助成を受けることも視野には入れているものの、現在は安価な自前の修理で対応しています。

掲示物を掲示するときの注意点を 担当者に渡しています

広報



縦と横が揃ってきれい！

できる範囲で結構です！

- ① できるだけ縦・横のライン(線)を揃えます。
- ② 掲示物の上に、他の掲示物は貼らないでください。
 - ・ 掲示物がたくさんある場合は、古いものから思い切ってはずします。
 - ・ なるべく、掲示物と掲示物の間の間隔を均等に。
- ③ ひらひらしないう、四隅を留めてください(乱雑な印象を与えないために)。

- きれいな掲示板は、
 - 安心感を与えます。人の目・気が行き届いている印象を与えます。
 - 犯罪の抑止力になります。
- 掲示板はお知らせだけのためだけでなく、地域の意識のあり方が反映されます。
- 杉並区の掲示板は、他の団体さんなども各自で掲示するために統一感がなくなりやすいものです。できる範囲できれいな掲示をお願いします。切れたもの、汚れたもの、日に焼けたものははずしてください。

回覧板を見てもらうために

広報

回覧板を見ないで回していると耳にしたことから、見てもらうために何ができるかを考えています。

- 天候を気にせず回せるよう、ビニールポーチに入れて回す。
 - 留守宅でも、天候を気にせず置いていける。
- 回覧板を回す「順番表」を、回覧板を開いた内側に貼る。
 - 必ず開くことで、目に触れるようになる。
- 回覧板表面に、町会の活動(事業)案内を印刷したシールを貼付。
 - 町会の活動(事業)案内を回覧することで、活動内容を認識してもらう。
- 「回覧案内」を一番上につけ、回覧内容の周知を図る。
 - 興味あるものを見つけてもらうことで、回覧を開いてもらうきっかけを作る。
- 行政からの回覧だけでなく、商店会や地域のイベント情報も回覧し、見たくなる回覧になるよう心がける。
 - 地域情報を入れることで、面白さ・期待感を持たせることができる。



編集後記

このハンドブックを作成するにあたっては、地域から推薦された皆様で検討会を組織し、内容を検討しました。検討会のメンバーとして、このハンドブック作成に携わっていただいた方々のからの編集後記をご紹介します。(50音順)

西荻窪町会 秋山成子

「町会是这样あるべきだ」というものが、多くの人にあるように思います。でもそれはその人が思う「町会」です。

一般の人はどう思っているのか、一歩二歩離れて地域の声を聞いてみることも大事だと思う今日この頃です。

四宮親交会 井口 茂

先進的な取り組み事例検討、杉並の町会・自治会の実践事例の紹介、全体内容の検討をすることができました。

これからは、このハンドブックを使って、町会規約をみつめ、町会のよりよい充実策を模索していきたいと思います。

高南二丁目町会 糟谷 一

編集に携わることで、「この冊子は基本と事例を示しているので、各町会がその歴史と現状をふまえて、基本には即しての独自の規範作りと事業行事の企画立て、加えて町会相互の親睦と知恵工夫の交流が肝要ではないのか」と、改めて自問しています。

天沼尚和会 鹿野修二

このハンドブックが各町会・自治会活動の参考になれば嬉しいです。事例を見れば様々な様子が見えてきます。

所属する町会でも勉強会を開き見直しを考えて行くつもりです。検討会の皆さんの意見も参考になりました。

方南西町会 鈴木幹啓

われわれの安心・安全な区民生活の原点は、町会・自治会の活動と杉並区との連携です。このガイドブックを参考にして、近隣協和を盛り上げ、明るく楽しい住環境の向上を図りましょう！

和田一丁目町会 瀧澤邦夫

昨年(平成30年12月)町会・自治会活動ハンドブック作成検討会の一員として参加して以来、早いもので一年を経過、メンバー皆様との、意見交換ができ、完成いたしました。このハンドブックが町会役員皆様に興味持っていただければ幸いです。

下高井戸五丁目住宅自治会 宮崎静子

検討会の一員に参加させて頂き感謝です。会を重ねる度に沢山の意見を交換しました。若い世代と人生経験豊かな先輩の交流と協調がある町会は発展すると思います。このハンドブックが町会役員の方々にお役に立てれば幸いです。

事務局(地域課地域係)

7人の検討会委員が1年に渡り、議論を重ね、作成してきたハンドブックが完成しました。委員の皆様のご尽力に心より感謝申し上げます。事務局もこのハンドブックを活用し、さらなる町会・自治会支援に取り組めます！



SUGINAMIKU CHOKAI・JICHIKAI HANDBOOK 2020

杉並区町会・自治会
HANDBOOK

発行：杉並区町会連合会
杉並区役所 区民生活部 地域課 地域係（事務局）
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
TEL.03-3312-2111